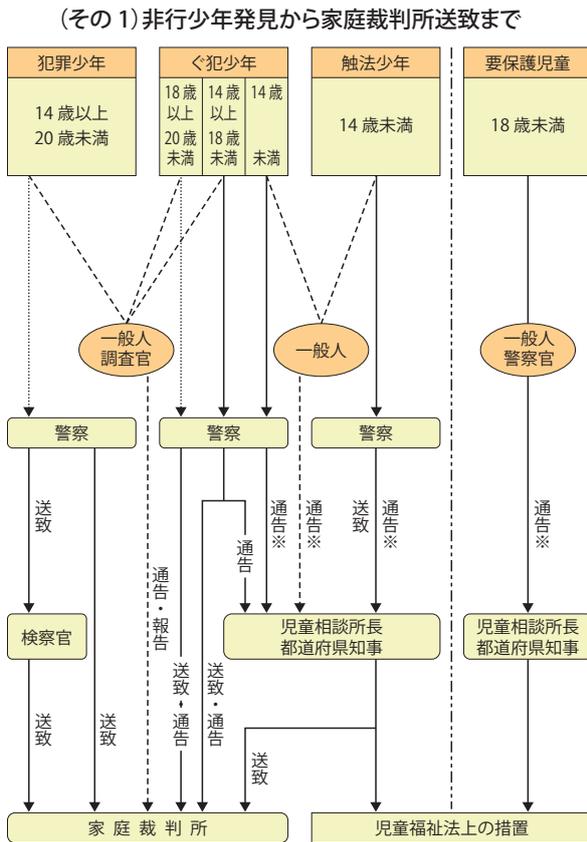


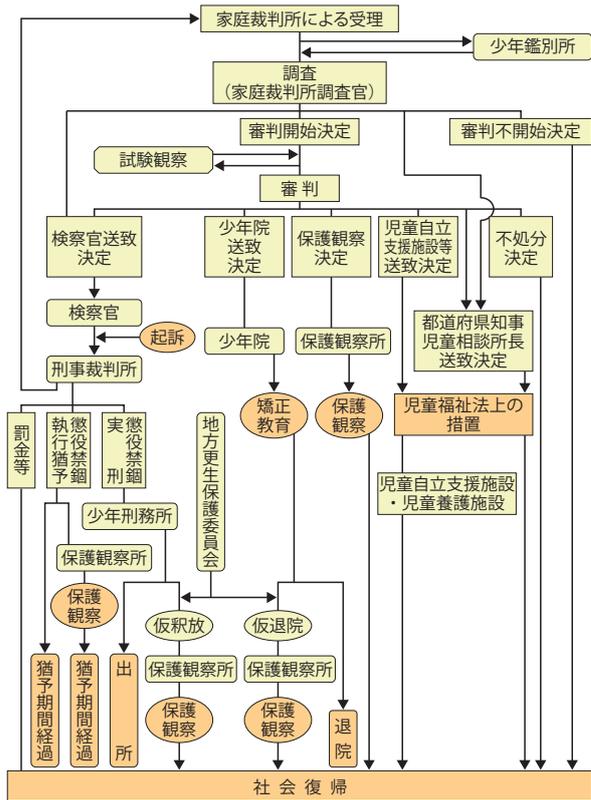
(4) 少年審判

家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、非行があると認めるときは、家庭裁判所調査官の調査結果なども考慮して、保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致）に付し、保護処分に付さない場合でも教育的措置（指導や助言など）を講じている。犯行時に14歳以上の者に係る禁錮以上の刑に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する。（第2-3-9図）

第2-3-9図 少年事件処理手続概略図



(その2) 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで

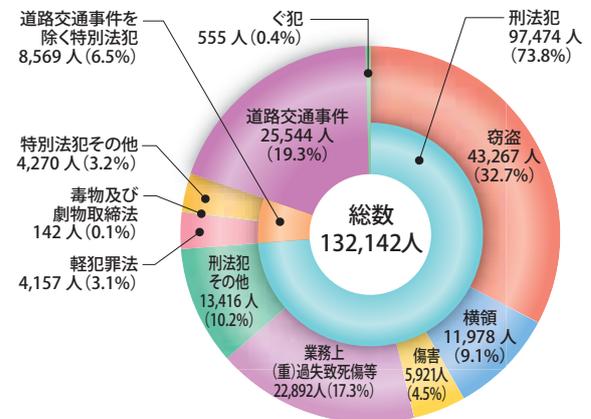


※保護者がいないか、又は保護者に監護させることが不適当な者に限る。

ア 受理の状況（最高裁判所）

平成24（2012）年における少年保護事件の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、132,142人であった。内訳をみると、窃盗（32.7%）、道路交通事件（19.3%）、業務上（重）過失致死傷等（17.3%）が多い。近年、少年保護事件の新規受理人員は減少傾向が続いており、平成24年は前年と比較して18,702人（12.4%減）減少した。特に、道路交通事件において減少傾向が顕著であり、10年前の平成14（2002）年における道路交通事件の新規受理人員を100とすると、平成24年は35の水準にまで減少している。（第2-3-10図）

第2-3-10図 少年保護事件の新規受理人員（非行別構成比 平成24年）



(出典) 最高裁判所「司法統計年報」  
 (注) 1 業務上(重)過失致死傷等とは、業務上(重・自動車運転)過失致死傷と危険運転致死傷を指す。  
 2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足上げた数値が小計と一致しない場合がある。  
 3 数値は速報値である。

## イ 処理の状況（最高裁判所）

平成24（2012）年における少年保護事件の終局人員は137,301人で、このうち一般事件（交通関係事件を除く少年保護事件。以下同じ。）が87,533人（全体に占める割合63.8%）、交通関係事件（業務上（重・自動車運転）過失致死傷，危険運転致死傷，道路交通事件。以下同じ。）が49,768人（同36.2%）となっている。終局決定別にみると，審判不開始が46.8%と最も多く，次いで保護処分が19.2%となっている。（第2-3-11図）

## ① 保護処分

保護処分に付された者は26,412人で，その内訳は，一般事件が15,454人（58.5%），交通関係事件が10,958人（41.5%）である。

前年と比較し，1,047人（3.8%減）減少している。

## ・保護観察

保護観察に付された少年は22,614人で，その内訳は，一般事件が11,959人（52.9%），交通関係事件が10,655人（47.1%）である。交通関係事件のうち7,699人（72.3%）は交通短期保護観察に付されたものである。前年と比較し1,040人（4.4%減）減少している。

・児童自立支援施設等送致<sup>83</sup>

児童自立支援施設や児童養護施設に送致された者は270人である。

## ・少年院送致

少年院送致となった者は3,528人で，その内訳は，一般事件が3,227人（91.5%），交通関係事件が301人（8.5%）と，一般事件がほとんどを占める。前年と比較して，一般事件は18人（0.6%増）増加し，交通関係事件は14人（4.4%減）減少している。

## ② 検察官送致

刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は3,418人で，そのほとんどを交通関係事件が占める（3,224人（94.3%））。前年と比較して55人（1.6%減）減少している。

③ 児童相談所長等送致<sup>84</sup>

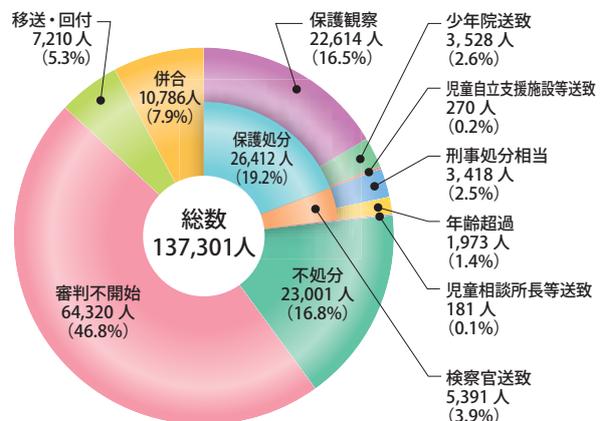
知事や児童相談所長に送致された者は，181人である。

④ 審判不開始，不処分<sup>85</sup>

裁判官や家庭裁判所調査官は，審判を開いたり保護処分に付する必要がないとされる場合にも，調査や審判の段階で，少年の問題性に依じて，以下のような再非行防止に向けた働き掛けをしている。

- ・非行の内容を振り返らせ，被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い，反省を深めさせる
- ・学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を築く
- ・「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す

第2-3-11図 少年保護事件の処理状況  
（終局決定別構成比 平成24年）



（出典）最高裁判所「司法統計年報」

（注）1 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため，足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。

2 数値は速報値である。

83 児童自立支援施設（不良行為をなし，またはなすおそれのある子どもを，入所または保護者の下から通わせて，必要な指導を行い，自立を支援する施設）などに送致するもの。その対象のほとんどが15歳以下の子どもである。

84 処遇を児童福祉機関の措置にゆだねるもの。児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが，毎年その数は少ない。

85 調査の結果，審判を開いたり保護処分に付することができず，又はその必要がないと認められる少年に対して行われる決定。

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、子どもと保護者に社会奉仕活動への参加を促すなどの働き掛けを行っている。ほかにも、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の子どもに対する指導力を高めさせたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働き掛けている。

(5) 被害者への配慮

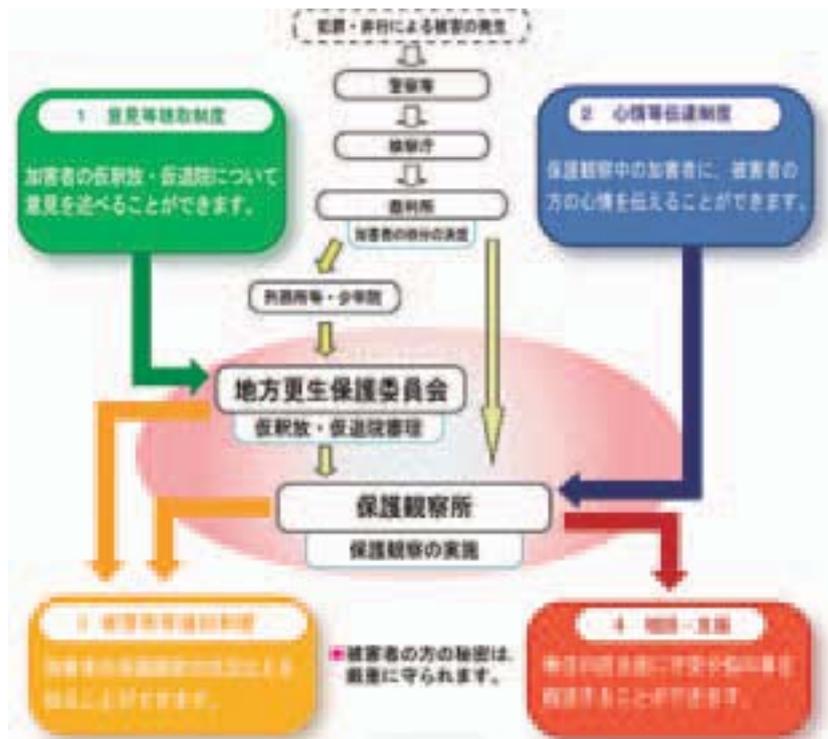
ア 被害者への情報提供などの様々な制度や取組（警察庁、法務省、最高裁判所）

警察は、被疑少年の健やかな育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、被害者などの要望に応じて、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

法務省は、

- ・全国の検察庁において、少年事件の被害者を含むすべての被害者やその親族の心情などに配慮するという観点から、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。
- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者の希望に応じて、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年の、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、被害者の希望に応じて、刑事処分となった少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」(平19法88)に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年(刑事処分となった少年を含む。)に伝達する制度を実施している(第2-3-12図)。

第2-3-12図 更生保護における被害者のための制度



(出典) 法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_victim01.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim01.html))

家庭裁判所は、

- ・「少年法」に基づく、一定の重大事件の被害者による少年審判の傍聴や、被害者に対する審判状況の説明といった被害者のための制度<sup>86</sup>の適切な運用に努めている。
- ・調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

#### イ 被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇（法務省）

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情などについて、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。

少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。この教育により、自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に誠意をもって対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行っている。

保護観察でも、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。また、被害者を死亡させたり、その身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された少年に対しては、犯した罪の重さや被害者の実情などを認識させながら被害者に対する謝罪の気持ちをかん養し、具体的なしよく罪計画を策定させるしよく罪指導を実施している。

#### (6) 少年鑑別所（法務省）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定がされた少年を収容し、医学、心理学、教育学、社会学といった専門的知識に基づいて、その資質の鑑別を行う施設<sup>87</sup>である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であり、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更新（延長）されることがある（最長8週間）。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。退所する者の多くが地域社会に戻り、処遇を受けていることなどを踏まえ、少年の法的地位などを考慮しつつ、その健全な育成に配慮した観護処遇を実施している。

#### (7) 少年院・児童自立支援施設等

##### ア 少年院・少年刑務所等（法務省）

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された者と、16歳に達するまでの間に刑の執行を受ける者を収容し、矯正教育を行う施設である<sup>88</sup>。生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の各領域で構成される教育課程（在院者の特性と教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画）を編成している。個々の少年について、少年鑑別所と家庭裁判所の情報や意見を参考にして個別的処遇計画を作成し、効果的な教育を実施するよう努めている。

刑事裁判において懲役や禁錮の実刑の言渡しを受けた少年は、刑執行のため、主に少年刑務所等に収容される。少年刑務所等は、一人一人に個別担任を指定して面接や日記指導といった個別的な指導を行うなど、心身が発達段階にあり可塑性に富む少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を、各少年の資質と環境の調査の結果に基づいて実施している。

86 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申し出による意見の聴取、③被害者などに対する審判結果などの通知、④一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、⑤被害者などに対する審判状況の説明の制度が設けられている。

87 鑑別には、上述の少年を収容して行う「収容鑑別」のほか、家庭裁判所からの請求に応じて、少年を収容せずに行う「在宅鑑別」、少年院、刑事施設、保護観察所などの法務省関係機関からの依頼に応じて行う「依頼鑑別」、地域住民、学校、職場などの一般からの依頼に応じて行う「一般少年鑑別」がある。[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei06.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei06.html)

88 収容対象となる者の年齢、犯罪的傾向の進捗、心身の故障の有無に応じて、初等、中等、特別、医療の4種類がある。[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei04.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei04.html)